

2015年4月1日

エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.6」 認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

現行の認定基準においては、製品の使用後のリサイクルを促進させるために、プラスチックの材質表示を製品本体に行うことを規定しているが、表示スペースが小さい場合や製品の形状等により視認性が確保できない事例が出ている。そのため、原則、製品本体への材質表示を堅持するが、製品本体への表示が難しい場合について、次善の方法として、消費者購入時の製品包装への表示で代替できるように基準を改定する。

2. 改定箇所（*下線部を追加、見え消し部を削除）

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-2. リサイクル性に関する基準と証明方法

(4) 製品本体にはリサイクルし易いようにポリマーの種類表示がなされていること。~~ポリマーの種類~~表示方法は日本工業規格 JIS K 6899 - 1 または ISO 1043 - 1 の記号を用いることとし、表示方式については、JIS K 6999 に従うこと。なお、他の法令等により材質表示が義務付けられる製品にあっては、その表示で替えることができる。また、ポリマーを複数種使用した場合は、“R - PE, PP, PS” のように併記しても良い(使用したポリマーが3種類以上の場合には、“R - PE, PP 他” のように多いものから順に2つを表示し、3番目以降は省略してもよい)。表示スペースの制約、製品の形状および技術的な理由などにより視認性が確保できない場合については、消費者購入時の製品包装に表示することも可とする。

3. 改定日： 2015年4月1日

以上